伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和５５年伊勢原市規則第１９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助要件）

第２条　補助金の交付対象となる事業者は、次に掲げる要件を備えているものとする。

(1) 法第３４条の８第２項の規定に基づき、市長に放課後児童健全育成事業開始の届出を行っていること。

(2) 伊勢原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年伊勢原市条例第２６号）に定める基準に基づき、放課後児童健全育成事業を運営していること。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付対象となる事業は、放課後児童健全育成事業の実施について（平成２７年５月２１日付け雇児発０５２１第８号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき実施する事業のうち、別表に掲げる事業とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助金の交付対象となる経費（次項において「補助対象経費」という。）は、別表に定める対象経費とする。

２　補助金の額は、前項の補助対象経費の実支出額から、徴収金その他の収入額を控除した額と、別表に定める基準額とのいずれか少ない額とする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする事業者は、伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金交付（変更交付）申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定した期日までに提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書

(2) 収支予算書

(3) 規約等

(4) 児童名簿

(5) 役員名簿及び支援員等名簿

(6) 運営委員会等構成員名簿

(7) 利用者周知用の募集要項又はパンフレット

(8) その他市長が必要と認めた書類

（交付の決定）
第６条　市長は、前条の規定による申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により通知するものとする。
（変更交付申請）
第７条　補助金の交付決定を受けた事業者が交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金交付（変更交付）申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
(1) 児童名簿
(2) その他市長が必要と認めた書類
（変更交付決定）
第８条　市長は、前条の規定による申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金変更交付決定通知書（第３号様式）により通知するものとする。
（補助金の交付）
第９条　補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。
２　前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金交付請求書（第４号様式）に伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書又は伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。
（書類の整備等）
第１０条　補助金の交付を受けた事業者は、次の各号に掲げる書類を常に整備しておかなければならない。
(1) 入会申請書
(2) 保育に欠ける証明書（就労証明書及び診断書等）
(3) 退所届出書
(4) 支援員等の身上調書
(5) 児童出席簿
(6) 児童指導日誌
(7) 現金出納簿
(8) 施設の案内図及び平面図
（実績報告）
第１１条　規則第１４条の規定による実績報告は、伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書（第５号様式）に次の書類を添えて、当該年度終了後４月２０日までに市長に提出することにより行わなければならない。
(1) 事業実績報告書
(2) 収支決算書

(3) 児童の出席状況等を確認できる書類
(4) その他事業の内容が分かる書類
（委任）
第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この告示は、平成２３年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　平成２３年度の補助金に係る交付要望書は、第５条の規定にかかわらず、平成２３年４月１０日までに提出することができる。
附　則
（施行期日）
１　この告示は、平成２７年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　平成２７年度の補助金に係る交付要望書は、第５条の規定にかかわらず、平成２７年４月１０日までに提出することができる。
附　則（令和２年７月６日告示第９９号）
この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和２年４月１日から適用する。
附　則（令和４年１２月２８日告示第１６６号）
この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の別表の規定は、令和４年４月１日から適用する。
附　則（令和５年２月７日告示第１０号）
この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和４年１０月１日から適用する。
附　則（令和８年３月３１日告示第６８号）
この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の別表の規定は、令和７年４月１日から適用する。
附　則（令和８年１０月２７日告示第１６２号）
この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の別表の規定は、令和８年４月１日から適用する。

別表（第３条、第４条関係）

事業	基準額	対象経費
放課後児童健全育成事業	１　伊勢原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例のとおり放課後児童支援員及び補助員を配置している年間開所日数２５０日以上の放課後児童健全育成事業所 ⑴ 基本額（１支援の単位当たり年額） ア　構成する児童の数が１～１９人の支援の単位 １，６６５，０００円－（１９人－支援の単位を構成する児童の数）×１５，０００円 イ　構成する児童の数が２０～３５人の支援の単位 ２，９７８，０００円－（３６人－支援の単位を構成する児童の数）×１４，０００円 ウ　構成する児童の数が３６～４５人の支援の単位 ２，９７８，０００円 エ　構成する児童の数が４６～７０人の支援の単位 ２，９７８，０００円－（支援の単位を構成する児童の数－４５人）×５２，０００円 オ　構成する児童の数が７１人以上の支援の単位 １，６０４，０００円 ⑵ 開所日数加算額（１支援の単位当たり年額） １日８時間以上開所する場合 （年間開所日数－２５０日）×１２，０００円 ⑶ 長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） ア　平日分（１日６時間を超え、かつ１８時を越えて開所する場合） 「１日６時間を超え、かつ１８時を越える時間」の年間平均時間数×２７２，０００円 イ　長期休暇等分（１日８時間を超えて開所する場合） 「１日８時間を超える時間」の年間平均時間数×１２２，０００円 ２　原則、伊勢原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例のとおり放課後児童支援員及び補助員を配置している年間開所日数２００～２４９日の放課後児童健全育成事業所 ⑴ 基本額（１支援の単位当たり年額） ア　構成する児童の数が２０人以上の支援の単位	放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）

	１，９６９，０００円 イ　構成する児童の数が１～１９人の支援の単位 １，１２９，０００円 ⑵ 長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） 平日における「１日６時間を超え、かつ１８時を越える時間」の年間平均時間数×２７２，０００円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が１２月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷１２」を乗じた額（１円未満切捨て）とする。	
放課後児童支援員等処遇改善事業（月額９，０００円相当賃金改善）	支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 １１，０００円×賃金改善対象者数（※）×事業実施月数 ※　「賃金改善対象者数」とは、賃金改善（本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、令和４年１月の賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。）を行う常勤職員数に、１月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤１月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額９，０００円相当賃金改善）の実施に必要な経費

第１号様式（第５条、第７条関係）

年度伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金交付（変更交付）申請書

年　　月　　日

伊 勢 原 市 長　　殿

住所又は
所在地

事業者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金の交付（変更交付）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額　　千円

（注）事業実施計画書、収支予算書、規約等、児童名簿、役員名簿及び支援員名簿等関係書類を添付してください。

第２号様式（第６条関係）

伊勢原市指令（　）第　　号

年度伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書

住所又は
所在地

事業者名称及び
代表者氏名

年　　月　　日付けで申請のありました伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第６条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

１　補助金交付決定額　　千円

２　交　付　条　件

（事務担当は、　　）

第３号様式（第８条関係）

伊勢原市指令（　）第　　号

年度伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金変更交付決定通知書

住所又は
所在地

事業者名称及び
代表者氏名

年　　月　　日付けで提出されました伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金変更交付申請書の内容を審査しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

１　変更交付決定額　　千円
（変更前の交付決定額　　千円）

２　交　付　条　件

（事務担当は、　　）

第４号様式（第９条関係）

年度伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金交付請求書

年　　月　　日

伊 勢 原 市 長　　殿

住所又は
所在地

事業者名称及び
代表者氏名

印

年　　月　　日付けで交付決定のありました伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

１　交付決定通知額　　千円

２　既交付額　　千円

３　今回交付請求額　　千円

４　未交付額　　千円

５　添付書類

□伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書の写し

□伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金変更交付決定通知書の写し

（注）上記のいずれかに☑印を付けてください。

第５号様式（第１１条関係）

年度伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書

年　　月　　日

伊 勢 原 市 長　　殿

住所又は
所在地

事業者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市放課後児童健全育成事業補助金に係る実績を、次のとおり報告します。

交付決定額	千円
実　績　額	千円
不　用　額	千円

（注）事業実績報告書、収支決算書、児童の出席状況等を確認できる書類及び事業の内容が分かる書類を添付してください。